

# 診療所 変更手続きの手引き

令和4年1月 現在

診療所の変更手続きは、開設者が臨床研修修了登録医師・歯科医師の場合（個人開設）と、開設者が法人、非臨床研修修了登録医師・歯科医師（法人等開設）の場合では、手続きの方法や必要な書類が異なります。

なお、有床診療所の法定施設を変更する場合には、使用前検査を受ける必要があり、別途「使用許可申請書（第24号様式）」が必要になります。

また、以下の場合は、廃止・新規開設の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

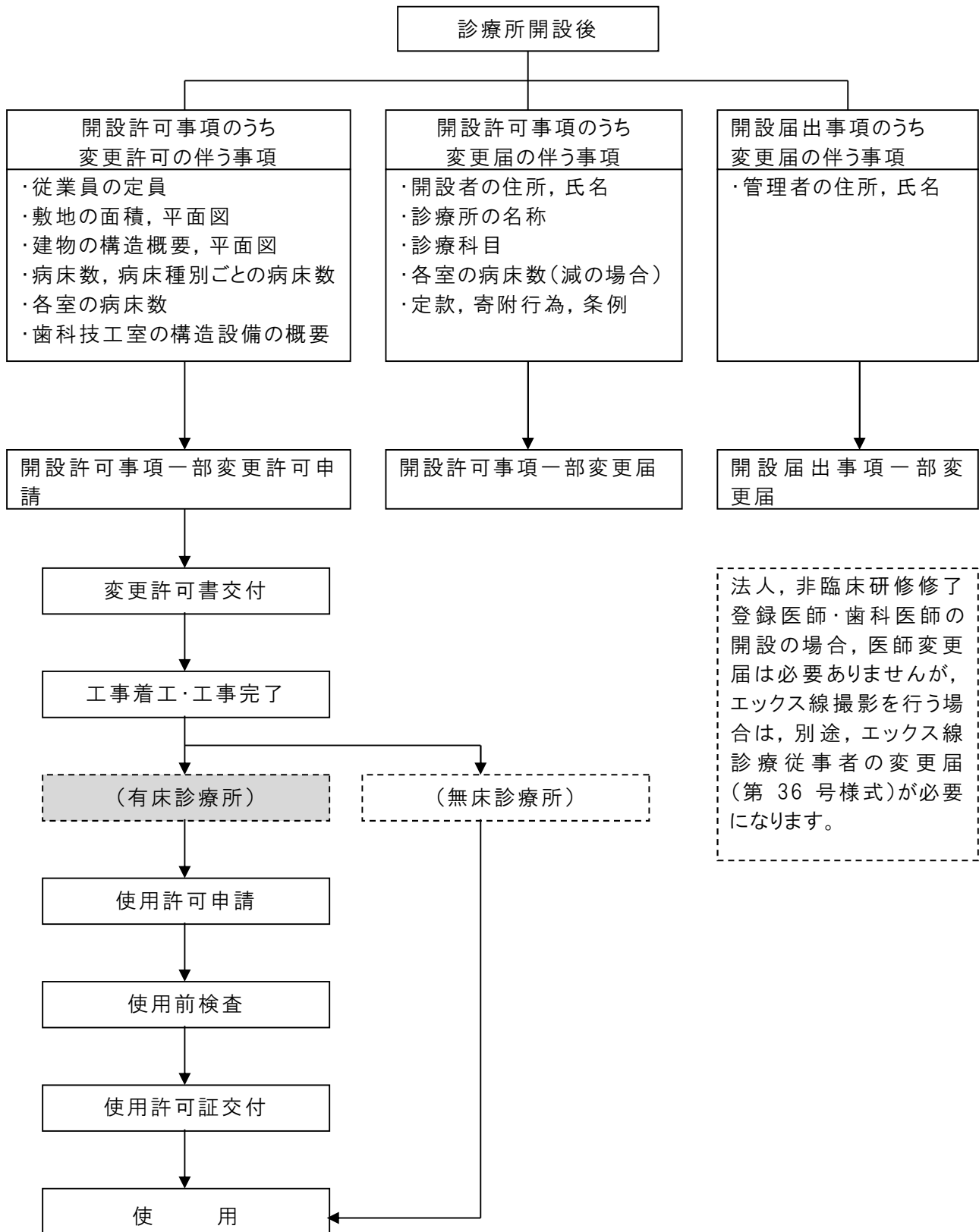
- ①他の敷地に移転する場合
- ②ビル診療所内の移動（同一建物内で移動する場合）
- ③開設者を変更する場合（継承等）
- ④医療法人化の場合

提出先・問合せ先：高知市保健所 地域保健課

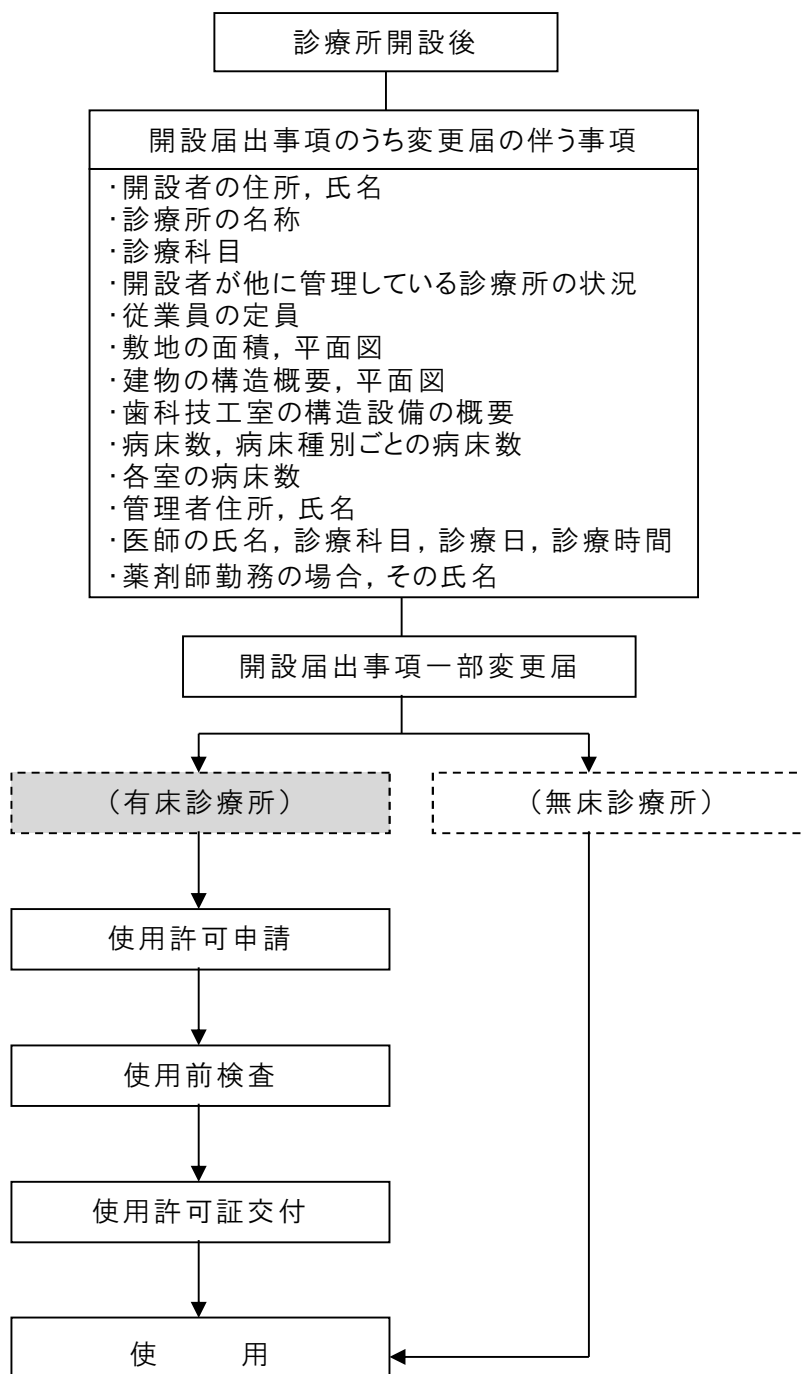
〒780-0850

高知市丸ノ内一丁目7番 45号 TEL 088-822-0577

1. 変更手続きの流れ(法人, 非臨床研修修了登録医師・歯科医師開設診療所)



## 2. 変更手続きの流れ(臨床研修修了登録医師・歯科医師開設診療所)



医師法附則第 8 条により, 以下の場合は臨床研修修了登録医師とみなされます。

- ・H16 年 4 月 1 日までに医師免許を受けている者
- ・H16 年 4 月 1 日までに医師免許の申請を行った者であって, H16 年 4 月 1 日以後に医師免許を受けた者

歯科医師法附則第 11 条により, 以下の場合は臨床研修修了登録歯科医師とみなされます。

- ・H18 年 4 月 1 日までに歯科医師免許を受けている者
- ・H18 年 4 月 1 日までに歯科医師免許の申請を行った者であって, H18 年 4 月 1 日以後に歯科医師免許を受けた者

### 3. 申請・届出様式一覧

変更事項	必要書類	診療所	
		個人開設	法人等開設
開設者の住所・氏名 (引越し・婚姻等による氏名変更)	個人開設の氏名変更 は免許証	届出 第 11 号	届出 第 11 号
診療所・助産所の名称 (名称変更)		届出 第 11 号	届出 第 11 号
定款, 寄付行為, 条例			届出 第 11 号
開設者が他に管理している診療所の 状況		届出 第 11 号	
管理者の住所, 氏名 (引越し・氏名変更・院長交代)	臨床研修修了登録証 又は免許証の提示又 は写しの添付	届出 第 11 号	届出 第 11 号
診療科目		届出 第 11 号	届出 第 11 号
医師の氏名, 診療科目, 診療日, 診 療時間(医師の採用・退職)	免許証の提示又は写し の添付	届出 第 11 号	注 1
勤務する薬剤師の氏名 (薬剤師の採用・退職)		届出 第 11 号	
エックス線装置の追加・更新, 従事者(医師・歯科医師・放射線技 師)の採用・退職	装置の追加, 更新の場 合は, エックス線装置 備付届(28号様式)を 添付	届出 36 号	届出 36 号
従業員の定員		届出 第 11 号	申請 第 5 号
敷地の面積	敷地の平面図	届出 第 11 号	申請 第 5 号
建物の構造概要 (改築・改修, 室用途・構造の変更)	建物の平面図	届出 第 11 号	申請 第 5 号
病床数, 病床種別ごとの病床数	建物の平面図	届出 第 11 号	申請 第 5 号
各室の病床数	建物の平面図	届出 第 11 号	申請 第 5 号
歯科技工室の構造設備の概要	建物の平面図	届出 第 11 号	申請 第 5 号

注 1 医師, 歯科医師の変更届は必要ありませんが, エックス線撮影を行う場合は, 別途届出が必要です。

#### 4. 申請・届出の記入例

##### ①開設者の住所・氏名変更

[第11号様式]

3 変更理由	転居による	
4 変更年月日	〇〇年△△月××日	
5 変更事項	○開設者の住所・氏名	
6 変更内容	変更前	変更後
	高知市本町5丁目1番45号 高知 健	高知市丸ノ内2丁目4番1号 高知 健

##### ②診療所・助産所の名称変更

[第11号様式]

3 変更理由		
4 変更年月日	〇〇年△△月××日	
5 変更事項	○診療所・助産所の名称	
6 変更内容	変更前	変更後
	高知丸ノ内診療所	高知丸ノ内クリニック

##### ③定款、寄附行為、条例の変更

[第11号様式]

3 変更理由	定款変更による医療法人名称変更	
4 変更年月日	〇〇年△△月××日	
5 変更事項	○定款、寄附行為、条例	
6 変更内容	変更前	変更後
	別添のとおり	

※**新旧対象表**と変更後の定款、寄附行為**又は**条例の写し（写しは原本照合が必要）を添付してください。

##### ④管理者の住所、氏名の変更（管理者交代の場合）

[第11号様式]

3 変更理由	管理者交代による	
4 変更年月日	〇〇年△△月××日	
5 変更事項	○管理者の住所、氏名	
6 変更内容	変更前	変更後
	高知市本町5丁目1番45号 高知 健	高知市丸ノ内2丁目4番1号 高知 保

⑤管理者の住所、氏名の変更（管理者転居の場合）

[第11号様式]

3 変更理由	管理者転居による	
4 変更年月日	〇〇年△△月××日	
5 変更事項	○管理者の住所、氏名	
6 変更内容	変更前	変更後
	高知市本町5丁目1番45号 高知 健	高知市丸ノ内2丁目4番1号 高知 健

⑥診療科目の変更

[第11号様式]

3 変更理由	診療科の増設	
4 変更年月日	〇〇年△△月××日	
5 変更事項	○診療科目	
6 変更内容	変更前	変更後
	内科・小児科	内科・循環器内科・小児科

⑦医師の氏名、診療科目、診療日、診療時間の変更

[第11号様式]

3 変更理由	医師の退職、採用による	
4 変更年月日	〇〇年△△月××日	
5 変更事項	○医師の氏名、診療科目、診療日、診療時間	
6 変更内容	変更前	変更後
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知 健 内科 月～金 9:00～18:30</li> <li>・高知 健二（退職） 内科 月～金 9:00～18:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知 健 内科 月～金 9:00～18:30</li> <li>・高知 保次（採用） 循環器内科 月～金 9:00～18:30</li> </ul>

※従事するすべての医師について、記入してください。  
記入欄が不足する場合は、別紙に記入してください。

⑧勤務する薬剤師の変更

[第11号様式]

3 変更理由	薬剤師の交代	
4 変更年月日	〇〇年△△月××日	
5 変更事項	○勤務する薬剤師の氏名	
6 変更内容	変更前	変更後
	退職 薬剤師 高知 健太	採用 薬剤師 高知 保太

⑨歯科技工室の構造設備の変更

[第11号様式]

3	変更理由	技工室の設置	
4	変更年月日	〇〇年△△月××日	
5	変更事項	○歯科技工室の構造設備	
6	変更内容	変更前	変更後
		(設置なし)	1階 技工室 (増築) 15.5 m <sup>2</sup> 設備：消火器、防塵設備、換気扇、石膏トラップ、分別ダストボックス等設置

⑩敷地の面積の変更

[第11号様式]

3	変更理由	駐車場用地の拡大による	
4	変更年月日	〇〇年△△月××日	
5	変更事項	○敷地の面積	
6	変更内容	変更前	変更後
		500.00 m <sup>2</sup>	750.00 m <sup>2</sup>

⑪建物の構造概要の変更 (用途変更の場合)

[第11号様式]

3	変更理由	患者増によるリハビリテーション機能の拡充	
4	変更年月日	〇〇年△△月××日	
5	変更事項	○建物の構造概要	
6	変更内容	変更前	変更後
		1階 倉庫	1階 機能訓練室

⑫建物の構造概要の変更 (増築の場合)

[第11号様式]

3	変更理由	患者増によるリハビリテーション機能の拡充	
4	変更年月日	〇〇年△△月××日	
5	変更事項	○建物の構造概要	
6	変更内容	変更前	変更後
		(既存診療所)	1階 機能訓練室 (増築) 控室 (増築) 器材庫 (増築)

⑬病床数，病床種別ごとの病床数の変更

[第 11 号様式]

3 変更理由	病室の増設による	
4 変更年月日	〇〇年△△月××日	
5 変更事項	○病床数，病床種別ごとの病床数	
6 変更内容	変更前	変更後
	病室 201 (4 床)	病室 201 (4 床)
	病室 202 (4 床)	病室 202 (4 床)
	病室 203 (4 床)	病室 203 (4 床)
	医局	病室 205 (2 床)
	計 3 室 12 床	計 4 室 14 床

⑭各室の病床数の変更

[第 11 号様式]

3 変更理由	病室定員の見直し	
4 変更年月日	〇〇年△△月××日	
5 変更事項	○各室の病床数	
6 変更内容	変更前	変更後
	病室 201 (4 床)	病室 201 (4 床)
	病室 202 (4 床)	病室 202 (4 床)
	病室 203 (4 床)	病室 203 (4 床)
	病室 205 (2 床)	病室 205 (4 床)
	計 4 室 14 床	計 4 室 16 床

⑮エックス線診療に従事する医師，歯科医師，診療放射線技師又は診療エックス線技師の採用・退職

[第 36 号様式]

3 変更の理由	医師の退職，採用による	
4 変更（予定）時期	〇〇年△△月××日	
5 変更事項	従事者の変更	
6 変更内容	変更前	変更後
	別紙のとおり	

※従事するすべての医師，歯科医師，診療放射線技師又は診療エックス線技師について，氏名，職種，エックス線診療に関する経歴若しくは免許登録年月日・免許番号を記入してください。記入欄が不足する場合は別紙に記入してください。

(別紙)

整理番号	変更前	変更後	職種（医師・歯科医師 診療放射線技師）	免許登録年月日 免許登録番号	備考
1	高知 健	高知 健	医師	S 45. 10. 10 第 123456 号	
2	高知 一郎		医師	S 50. 10. 10 第 234567 号	H 12. 6. 30 退職
3		中村 二郎	医師	S 60. 9. 23 第 345678 号	H 11. 7. 2 入職



⑩ エックス線装置の追加, 更新 (更新の場合)

[第 36 号様式]

3 変更の理由	機種入れ替えによる	
4 変更 (予定) 時期	〇〇年△△月××日	
5 変更事項	エックス線装置の更新	
6 変更内容	変更前	変更後
	(株)〇〇〇 ZUXXO-L	(株)△△△ UDXXXL-40F

※変更後のエックス線装置は, 別途「エックス線装置備付届 (第 28 号様式)」が必要になります。

## 5. 有床診療所の使用前検査について

有床診療所で以下の場合、保健所による使用前検査が必要です。

病床数の変更 病室の定員変更	}	増床の場合、使用許可が必要です。
用途変更	{	法定施設（構造設備を含む。） 法定以外の施設（   "   ）
		① 他の法定施設に用途変更→使用許可必要 法定以外の施設に用途変更→使用許可不要 ② 他の法定施設に用途変更→使用許可必要 法定以外の施設に用途変更→使用許可不要

### 法定施設（使用前検査対象施設、設備）

施設、設備名	自主検査	根拠条文	構造設備基準	備考
診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気、ガスに関する構造設備	○	法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 1 号	① 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずること。 ※使用許可対象外の「室」であっても、これらの構造設備については、使用許可の対象となります。	
放射線に関する構造設備	△	法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 1 号		
病室	△	法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 2 号	① 病室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、放射線治療病室は地階に、主要構造部を耐火構造の場合は、3 階以上に設けることができる。	
		法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 3 号ロ	② 内法による測定で、患者 1 人につき 6.3 m <sup>2</sup> 以上、患者 2 人以上は患者 1 人につき 4.3 m <sup>2</sup> 以上とすること。	
		法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 4 号	③ 小児だけを入院させる病室の床面積は、前記の病室の床面積の 3 分の 2 以上とすることができること。ただし、病室の床面積は、6.3 m <sup>2</sup> 以下であってはならない。	
		法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 2 号の 2	① 療養病床に係る病室の病床数は、4 床以下とすること。	療養病床のみ
法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 3 号イ	②（病院の病室及び）診療所の療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、患者 1 人につき 6.4 m <sup>2</sup> 以上とすること。			
機械換気設備	○	法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 5 号	①（感染症病室、結核病室、）病理細菌検査室の空気が風道を通じて（病院又は）診療所の他の部分へ流入しないこと。	

患者の使用する直通階段	○	法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 8 号	①2 階以上に病室がある場合は、患者の使用する屋内の直通階段を 2 以上設けること。 ②ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているもの、又は第 2 階以上の各階における病室の床面積の合計がそれぞれ 50 m <sup>2</sup> （主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物にあっては 100 m <sup>2</sup> ）以下のものは、直通階段を 1 にすることができる。	9 床以下で療養病床を有しない診療所は、使用前検査対象外
		法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 9 号イ	③階段及び踊場の幅は、内法を 1.2m 以上とすること。	
		法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 9 号ロ	④けあげは 0.2m 以下、踏面は 0.24 m 以上とすること。	
		法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 9 号ハ	⑤適当な手すりを設けること。	
避難階段	○	法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 10 号	①3 階以上に病室を有するものは、避難に支障が無いように避難階段を 2 以上設けること。 ②ただし、患者の使用する屋内直通階段のうち 1 又は 2 を避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。	
患者の使用する廊下	○	法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 11 号イ	①（精神病床及び）療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8m 以上とする（両側居室の場合は、2.7m 以上）。	9 床以下で療養病床を有しない診療所は、使用前検査対象外
		法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 11 号ハ	② ①以外の廊下（診療所に限る）の幅は、内法による測定で、1.2m 以上とする（両側居室の場合は、1.6 m 以上）。	
歯科技工室	○	法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 13 号	防塵設備その他必要な設備を設けられていること。	
調剤所	○	法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 14 号イ	①採光及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと。	
		法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 14 号ロ	②冷暗所を設けること。	
		法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 14 号ハ	③感量 10 mg のてんびん及び 500 mg の上皿てんびんその他調剤に必要な器具を備えること。	
防火設備	○	法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 15 号	火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。	
消火用の機械・器具	○	法第 23 条第 1 項 規則第 16 条第 1 項第 16 号	消火用の機械又は器具を備えること。	

機能訓練室	○	法第 21 条第 2 項第 2 号 規則第 21 条の 3	①療養病床を有する診療所にあつては、機能訓練室を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えていること。	療養病床を有しない診療所は、使用前検査対象外
談話室	○	法第 21 条第 2 項第 3 号 規則第 21 条の 4	①療養病床を有する病院、診療所の談話室は、入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。	
食堂	○	法第 21 条第 2 項第 3 号 規則第 21 条の 4	①療養病床を有する病院、診療所の食堂は、内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき 1 m <sup>2</sup> 以上の広さを有すること。	
浴室	○	法第 21 条第 2 項第 3 号 規則第 21 条の 4	①療養病床を有する病院、診療所の浴室は身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっていること。	

(○印は自主検査が選択可能。△印は構造設備の変更を伴わない場合に限り、自主検査が選択可能です。法定施設以外の構造設備については、使用許可の必要はありません。)

申請者による自主検査によることができる場合とは、次に掲げるいずれかの場合です。

- ア 病室又は診療用放射線に関する構造設備以外の構造設備の内容を変更する場合
- イ 医療法及び医療法施行規則において規定される構造設備基準に抵触する可能性がない範囲で変更を行う場合
- ウ 開設者が変更されることに伴い、形式的に新規開設となる場合（構造変更を伴わないとき）

申請者による自主検査とする場合には、使用許可申請書（第 24 号様式）に自主検査結果届出書（第 27 号様式）を添付して提出してください。

使用前検査手数料 22,000 円（自主検査によるものは 4,000 円）

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

高知市保健所長 様

開設者住所

開設者氏名

診療所（助産所）開設許可事項中一部変更許可申請書

開設許可事項の変更許可を受けたいので、医療法第7条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 名称		
2 所在地		
3 変更の理由		
4 変更予定年月日	年 月 日	
5 変更事項	・従業員の定員 ・敷地面積 ・建物の構造概要 ・病床数及び病床種別ごとの病床数 ・各室の病床数	
6 変更内容	変更前	変更後

添付書類

現行及び変更後の平面図（各室の用途を示し、療養病床に係る病室があるときは、これを明示してください。）

年 月 日

高知市保健所長 様

開設者住所

開設者氏名

診療所（助産所）開設許可（届出）事項一部変更届

開設許可（届出）事項に変更が生じたので、医療法施行令第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名称		
2 所在地		
3 変更理由		
4 変更年月日	年 月 日	
5 変更事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者の住所, 氏名</li> <li>・ 診療所（助産所）の名称</li> <li>・ 診療科目</li> <li>・ 開設者が他に管理している診療所（助産所）の状況</li> <li>・ 管理者住所, 氏名</li> <li>・ 医師の氏名, 診療科目, 診療日, 診療時間</li> <li>・ 勤務する薬剤師の氏名</li> <li>・ 歯科技工室の構造設備の概要</li> <li>・ 療養病床の設置</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款, 寄付行為, 条例</li> <li>・ 助産師の氏名, 勤務日, 勤務時間</li> <li>・ 嘱託医師の住所, 氏名</li> <li>・ 従業員の定員</li> <li>・ 敷地の面積</li> <li>・ 建物の構造概要</li> <li>・ 病床数及び病床種別ごとの病床数</li> <li>・ 各室の病床数</li> </ul>	
6 変更内容	変更前	変更後

#### 添付書類

建物、敷地の用途及び入院（入所）定員の変更については、変更前及び変更後の平面図を添えること。

助産所嘱託医師の変更の場合は、嘱託医師となる旨の承諾書及び免許証の写し

#### 注意事項

- 1 変更事項については、変更する事項ごとに記載すること。
- 2 診療所の管理者にあつては、臨床研修修了登録証又は免許証を提示してください。届出の際に本証の提示確認ができないときは、臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写しの添付に代えることができます。
- 3 助産所の管理者にあつては、助産師の免許証を提示してください。届出の際に本証の に改める。提示確認ができないときは、免許証の写しの添付に代えることができます。
- 4 診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する助産師の免許証を提示してください。届出の際に本証の提示確認ができないときは、免許証の写しの添付に代えることができます。

第36号様式（第28条関係）

年 月 日

高知市保健所長 様

管理者住所

管理者氏名

エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）備付届出事項変更届

エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置，診療用放射線照射装置，診療用放射線照射器具，放射性同位元素装備診療機器，診療用放射性同位元素，陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）備付届出事項を変更した（変更します）ので，下記のとおり届け出ます。

記

1 名称		
2 所在地		
3 変更の理由		
4 変更（予定）時期	年 月 日	
5 変更事項		
6 変更内容	変更前	変更後



第24号様式（第18条関係）

年 月 日

高知市保健所長 様

開設者住所

開設者氏名

診療所（助産所）使用許可申請書

診療所（助産所）使用の許可を受けたいので、医療法第27条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 名称	
2 所在地	
3 使用許可申請の基礎となる許可（届出）の年月日及び番号	年 月 日付け 第 号 ( 年 月 日付け 届)
4 使用開始予定日	年 月 日
5 自主検査によることの申出の有無	有 ・ 無

添付書類

- 1 診療所（助産所）開設許可書の写し
- 2 変更後の施設平面図
- 3 自主検査による場合は、自主検査結果届出書（第27号様式）

第27号様式（第19条関係）

年 月 日

高知市保健所長 様

開設者住所

開設者氏名

自主検査結果届出書

医療法施行細則第19条第2項の規定により，自主検査を実施したので，下記のとおり届け出ます。

記

1 検査実施者の 職・氏名		
2 検査実施年月日	年 月 日	
3 基礎となる許可 (届出)の年月日及 び番号	年 月 日付け ( 年 月 日付け	第 号 届)
4 検査実施項目及 び検査結果		検査結果
		図面照合
5 備考		

#### 注意事項

- 1 この届出書は、医療法第27条の規定に基づく検査について自主検査を希望する場合に、診療所（助産所）使用許可申請書（第24号様式）に添付してください。
- 2 1の使用許可申請書に係る変更項目のうち、一部のみを自主検査によることはできません。
- 3 「検査実施項目及び検査結果」欄は、変更する構造設備ごとに記載（当該欄に記載しきれないときは、複数頁にわたって記載）し、当該変更する構造設備は、現状が使用許可申請書に添付する図面と同一にしてください。また、図面と相違ないことを確認して、「図面照合」欄に「適」と記載してください。「検査結果」欄は、それぞれの検査結果について、医療法及び医療法施行規則に規定する構造設備の基準に適合していれば「適」と記載してください。
- 4 開設者が変更されることに伴い形式的に新規開設となるときは、「備考」欄に「必要な基準を満たし、実際に使用可能な状態にあることを確認した。」と記載してください。
- 5 使用許可証の交付後に構造設備の基準に違反する事実が判明したときは、医療法第24条第1項の規定に基づき当該施設の使用の制限等の措置がとられることがあります。